



事故防止メルマガ「Think」／Vol. 131



【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //////////////////////////////////////

- 1・2016年8月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～インターネット上で誹謗中傷を受けています
- 3・交通事故の裁判事例～自転車事故で監督義務がある親に損害賠償責任
- 4・今日の朝礼話題～運転するときは持病の管理を徹底しよう
- 5・【新発売】小冊子「錯視・錯覚に注意して事故を防ごう」
- 6・【新発売】DVD「絶対にダメ！飲酒運転」
- 7・【好評発売中】単行本「子どものための交通安全教育入門」

// //////////////////////////////////////

★8月前半の安全管理ごよみ

◆1日（月）～31日（水）

——道路ふれあい月間

◆5日（金）

——タクシーの日

◆10日（水）

——道の日

◆11日（木）

——山の日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2016/07/11/kongetsu-untankenri-aug-16/>

—★PR★—

フォークリフトオペレーターの安全指導に悩んでいませんか？

オペレーターの危険な運転ぶりや危険な作業の癖などをドライブレコーダーの映像でいち早く発見し、安全指導ができるサービス・プログラムがあります！

物流会社の経験豊かな安全管理者が、実際の映像をもとに指導します！

【詳しくはこちら↓】

<http://www.tbr-gazosindan.com/>

（タカラ物流システム（株）のサービス紹介ページに移動します）

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第39回 「インターネット上で会社に対する誹謗中傷を受けています」

【質問】

弊社は運送会社ですが、インターネット上で弊社がブラック企業であるといった内容の書き込みがなされ、ドライバーの確保に支障をきたしています。

しかしながら、誰が書き込みをしているかもわからないため（退職したドライバーの誰かだと思うのですが…）、対応に苦慮しています。このようなネット上の誹謗中傷に対して会社が取れる対策を教えてください。

【回答】

今日では誰もがインターネットを通じて、情報の迅速かつ自由なやり取りが行えるようになりました。どのような内容を発信するかという点は、表現の自由が保障されるべき部分でもあって、基本的に規制はなく利用者に任されています。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/07/01/houritsu-38-nethibou/>

■交通事故の裁判事例

今回は、小学5年生が自転車で歩行者をはねて脳挫傷等の重傷を負わせた事故で、親の監督責任を認め、母親に損害賠償を命じた事例を取り上げます。

『小学5年生には責任能力がなく、監督義務がある親が損害賠償責任を負う』

【事故の状況】

平成20年9月22日午後6時50分ごろ、Aはスイミングスクールから自宅に帰るために、神戸市北区の道路を自転車に乗って走行していました。道路は下り坂で相当スピードが出ており、前方からこちらに向かって歩いてきた歩行者B（62歳・女性）と正面衝突してはね飛ばし、脳挫傷、頭蓋骨骨折などの障害を負わせました。

Bの家族らは、Aは小学5年生で責任能力がないことから、Aの母親に対して監督責任に基づく損害賠償を請求しました。

これに対して、裁判所は次のように述べて母親の監督責任を認め、損害賠償の支払いを命じました。

【裁判所の判断】

「Aは、スイミングスクールにヘルメットを忘れたまま自転車に乗って、坂道になっている道路を時速20～30キロの相当速いスピードで走行し、衝突直前までBに気づかず衝突している」

「母親は日常的に自転車の走行方法について指導するなど監督義務を果たしていると主張するが、Aの加害行為や注意義務違反の内容・程度、ヘルメットをかぶっていなかったことなどに照らすと、指導や注意が功を奏しておらず、Aに対して自転車の運転に関する十分な指導や注意をしていたとはいえない」

「Aは事故当時11歳の小学生であり責任能力がないとはいえ、Bに生じた損害については、唯一の親権者でAと同居してその監督保護にあたり、監督義務を負っていた母親が賠償責任を負うものといえる」

として、治療費や後遺障害慰謝料、将来の介護費など、約9,520万円の損害賠償の支払いを命じました。

(神戸地裁 平成25年7月4日判決)

■今日の朝礼話題

『運転するときは持病の管理を徹底しよう』

昨年3月、宮崎市で乗用車を運転中にてんかんの発作を起こし、前車や対向車に次々と衝突して1人が死亡、4人にけがを負わせる事故がありました。

宮崎地裁は7月11日、乗用車を運転していて危険運転致死傷などの罪に問われていた63歳の男性に対して、懲役4年(求刑懲役5年6月)の判決を言い渡しました。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/07/15/untent/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日(弊社営業日)更新しています。

(情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓)

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】小冊子「錯視・錯覚に注意して事故を防ごう」

★本小冊子がNHK「サキどり～だまされてニッコリ！錯覚最前線」にて紹介されました。

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷
※価格 700円＋税（5冊セット価格・送料実費）
※監修 杉原厚吉（「計算錯覚学の構築」チームリーダー）

安全運転のためには、正確な認知・判断・操作が求められます。しかし、人間は状況によって錯覚を起こし、正確な認知ができないために、事故につながる可能性があります。

本書は、上り坂と下り坂の見え方など、具体的にどのような運転場面で錯視・錯覚が起こるのかを紹介していますので、実際の運転において同じような運転場面に遭遇した際に、錯視・錯覚を自覚しやすくなります。

巻末には、こういった運転場面で錯視・錯覚に注意すべきかを確認できるチェックリストを設けています。

【詳しくはこちら↓】

<http://goo.gl/McMtFv>

■【新発売】DVD「絶対にダメ！飲酒運転」

※仕様 DVD／カラー21分
※価格 66,000円＋税（送料弊社負担）
※指導 金光義弘（川崎医療福祉大学臨床心理学科特任教授）
※製作 新生映画

本作品は、アルコールが運転にどのような影響を与えるか、その危険性を再現ドラマを交え、CG、実験で明らかにしています。とくに「酒気残り」が運転に与える影響に注目し、体内のアルコール残量とドライバー本人の酔いの感覚とに大きなズレがあることを検証し、注意を促します。

また、飲酒運転の罰則も解説しており、「飲酒運転は犯罪であり絶対に許さない！」と飲酒運転根絶を強く訴えます。

【詳しくはこちら↓】

<http://goo.gl/XGh4JD>

※シンク出版では他にも交通安全教育ビデオを多数取り揃えております。

【詳しくはこちら↓】
<http://goo.gl/nkekb0>

■【好評発売中】単行本「子どものための交通安全教育入門」

～子どもの交通安全教育に携わる方の必携書です～

※仕様 B5判／80ページ
※価格 2,000円＋税（送料実費）
※編者 金光義弘 大谷亮 谷口俊治 向井希宏 小川和久 山口直範
※発行所 株式会社ナカニシヤ出版

全国で1日約150件発生している子どもの交通事故——本書は、心理学の観点から子どもの発達段階に応じた交通安全教育の内容や手法を考案。また交通安全教育の実践例毎に、実施しやすい取り組みかどうかや、現時点での効果の検証結果から解説を行う交通安全教育の必携書です。

【詳しくはこちら↓】
<http://goo.gl/yuHd0D>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】
<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成28年7月15日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□—————□■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501
TEL 06-6809-1989
FAX 06-6809-1984
Eメール mail@think-sp.com
URL <http://www.think-sp.com/>

■□—————□■